令和7年度

蕨市地域密着型サービス事業者公募要項

令和7年9月 蕨市 健康長寿課

1. 公募の趣旨

蕨市では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期蕨市高齢者福祉計画・介護 保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス基盤整備を進めることとしています。

本公募は、事業の適正な運営を確保し、より良いサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するために行います。

2. 公募する地域密着型サービス

蕨市は日常生活圏域が1つのため、市内全域が対象となります。

- ① 看護小規模多機能型居宅介護 1事業所 ※新規での開設の他、現在市内で訪問看護を運営している事業所が事業転換する場合も公募の 対象となります。
- ② 認知症対応型共同生活介護 1事業所(2ユニットまたは3ユニット) ※看護小規模多機能型居宅介護と併設する場合のみ1ユニット可

3. 応募要件

次の要件をすべて満たすこと

- ① 法人であること
- ② 現に介護保険サービス事業を運営していること
- ③ 介護予防があるサービス事業種は介護予防の指定も併せて受けること
- ④ 介護保険法第78条の2第4項各号(及び第115条の12第2項各号)の規定に該当しないこと
- ⑤ 法人の役員等が蕨市暴力団排除条例(平成24年12月17日条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ⑥ 都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令 に基づく基準等を満たす計画であること
- ⑦ 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと
- (8) 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続きを行っている法人でないこと
- ⑨ 過去に所轄庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な問題等を起こしていない こと
- ⑩ 応募事業者(運営法人)自らが開設し、指定(許可)を受けるものであること
- ① 計画地については、用地が確実に確保できるとともに、法令等に基づき必要な許認可等が得られる用地であること。また、地域との交流を図ることが期待できる場所であること
- ② 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること
- ① 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、

意欲を有していること

- ④ 昭和56年の建築基準法改正前の古い耐震基準によって建てられた建物を使用する場合、耐震診断により新基準を満たしていると証明されたもの又は耐震工事が実施されたものであること
- ⑤ 当該事業所の利用者を原則として蕨市民に限定すること
- ⑩ 運営事業者以外の者(土地の所有者等)による建設又は改修にかかる工事費については、補助の対象とならない可能性があることを理解していること。
- ① 事業の継続が困難なために休止等を検討するときは公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部への相談を検討すること
- ⑱ 土地及び建物に根抵当権を設定していないこと。(抹消が確実な場合を除く)
- ⑲ 原則、令和8年度末までに整備を完了させること

4. 応募の手続

(1) 事前相談

事前相談は、下記の提出窓口で随時、受け付けます。予め電話で予約の上、ご来庁ください。

(2) 応募の受付期間

本公募への申込みを希望する事業者は、下記の手順で応募してください。

受付期間	受付期間	提出窓口	
① 応募受付	令和7年11月26日(水)まで	下記のメールアドレスあてに1~	
		4を記載して応募	
		kaigo@city.warabi.saitama.jp	
		件名に「公募の応募」の旨を記載	
		1. 申請者(法人名)	
		2.サービス区分	
		3. 担当者氏名	
		4. 電話番号	
②事業計画	令和7年12月17日 (水) まで	蕨市 健康長寿課 長寿支援係	
書	(土曜・日曜・祝日除く)	蕨市中央5-14-15	
提出	8時30分から17時まで (時間厳守)	電 話 048-433-7756	
	※「①応募受付」で応募していない場合、書		
	類の提出は受け付けません。応募した事業者		
	は、期日までに書類提出をお願いします。		
	※予め電話で予約の上、ご来庁ください。		
	※郵送による書類の提出は受け付けません。		

(3) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部 ※副本は、正本をコピーしたもので可

(4) 提出書類

「蕨市地域密着型サービス事業計画書提出確認表」を参照してください。 書類の様式は、蕨市ホームページからダウンロードしてください。

(5) 作成上の注意

- ・書類は原則として A4 版で作成し、黄色のフラットファイルに綴じてください。
- ・図面はA3 版で作成し、A4 サイズにたたんで綴じてください。
- ・書類名(略称可)が分かるように右端にインデックスを付してください。また、インデックスは書類 に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。
 - ※市に対して提出する書類(印鑑証明、身分証明、謄本、残高証明書等)→原本とする。

[印鑑証明、身分証明、謄本は申請日の3ヵ月前までに発行されたものを添付]

※法人と役員等の間で交わされる書類(贈与契約書等)→写し(原本証明付)とする。

(原本証明 例)

原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○○○○ 実印

5. 選定方法

事業者の選定は、書類審査・ヒアリング審査にて「蕨市地域密着型サービス事業者選定 委員会」が審査し、「蕨市介護保険運営協議会」に諮り選定します。

(1) 書類審査

事業者から提出された申請書類に基づき、書類審査を行います。審査内容については、別添「蕨市地域密着型サービス採点項目表」を参照してください。

- (2) ヒアリング審査(文書での質問・回答)
- ア)提出書類に基づき、「ヒアリング審査項目」及び「蕨市地域密着型サービス事業者選 定委員会」から出された質問に基づき実施します。
- イ) 日程については、改めてご連絡します。

(3) 選定結果

- ア) 選定結果については、応募のあった事業者に対し文書で通知します。
- イ)また、選定された事業者については、蕨市ホームページで公表します。 なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

6. スケジュール(予定)

・応募受付	令和7年11月26日(水)まで
・事業計画書提出	令和7年12月17日(水)まで
・書類審査	令和8年1月下旬~2月上旬
・ヒアリング審査	2月中旬~下旬
• 介護保険運営協議会	3月予定
・選定結果通知	令和8年3月中旬~下旬

7. 補助金制度(概要)

県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助を予定しています。

補助内容や金額(上限額)については、現時点(令和7年8月)での内容であり、今後変更されることもあります。また、補助金の交付については予算の範囲内となりますので、予めご了承ください。

(1) 蕨市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 (県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助)

①工事費等の補助

• 基礎単価

認知症対応型共同生活介護 39,600 千円

看護小規模多機能型居宅介護 39,600 千円

※運営事業者以外の者(土地の所有者等)による建設又は改修については、その他要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

※他の介護施設や事業所と合築・併設を行う場合、上記金額に5%の加算が上乗せになる場合もあります。詳細については直接お問い合わせください。

②備品購入費等の補助

• 基礎単価

認知症対応型共同生活介護 989 千円 × 定員

看護小規模多機能型居宅介護 989 千円 × 宿泊定員

注意事項

- ①補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準ずるための、一定の要件及び手続きが必要となります。
- ②補助金の交付を受けて施設整備(備品購入)をしたのち、別の事業への転用・減価償却前の処分等を行う場合は、原則として補助金の返還が必要となりますので注意してください。
- ③原則、補助金によって整備された施設を担保に供することはできませんので注意してください。

④詳細は、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱」を参照ください。

8 留意事項

- (1) 申請書の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募書類に不足・不備がある場合は、受付できませんので注意してください。
- (3) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、申請者の公表等に必要な場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 申請書類等の提出に要する経費については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- (5) 次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
- ①提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ②重要な事項(建設場所・設計・施設種別・定員・資金計画等)の変更があった場合
- ③申請者及びその関係者が、本市職員に対し選定評価に係る働きかけを行った場合
- ④市民の疑念や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (6) 応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は、原則認められません。 市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
- (7) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- (8) 選定前までの辞退について

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合、辞 退理由を明記の上、法人名、代表者名、法人印の押印のある辞退届(任意様式)を提出 してください。

(9)選定後の辞退について

事業予定者として選定した後に辞退が生じると、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・辞退理 由等についても公表することとなります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行 っていただくこともあります。

- (10) 選定以降であっても、整備計画に重大な不備等があることが判明した場合には、当該選定を取消します。
- (11) 地元自治会等に事業計画を説明し、又は関係機関等と協議する際には、これから選定があることを十分説明し、既に決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- (12) 他の申請事業者の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。

地域密着型サービス採点項目表

No.	No. 評価項目			採点判断基準			
Ì	生	人	関	係			
1	法	人の	所在:	地			市内の法人を優先
2	市	内で	の事	業運営	営の実		市内で事業を運営している法人を評価
3	長	期負	債比:	率			長期負債比率を評価 長期負債比率= (設備借入+長期運営借入) /総資産額
4	経'	営評	価				決算(2ヵ年分)の事業収支を評価
5	監	查状	況				直近の法人・施設監査の状況を評価
1	事	業	計	画	関	係	
6	隣	接地	権者	の同意	意		隣接地権者の同意の有無を評価
7	住」	民説	明会	の状況	兄		住民説明会の実施状況を評価
3	資	金	計	画	関	係	
8	自i	己資	金の	確保			自己資金の保有方法・割合等を評価
9	運	転資	金				人件費、介護保険収入の算定及び運転資金の確保状況を評価
10	10 借入金の確保			借入金の実現性を評価(金融機関との調整状況)			
11	借	入金	の償	還計画	亘		借入金(建設費)の償還財源がホテルコストから償還されている場合を評価
-	£	地	建	物	関	係	
12	土	地の	確保	形態			計画地の所有権の有無
13	13 関係部署との協議状況		2	建設に係る関係法令の許認可等の調整状況等を評価			

ヒアリング審査項目

No	審査項目	採点判断基準
1	法人の運営理念等	事業所の運営理念、特徴的な取り組み、公募に応募した理由、設計上工夫した点
2	人材の確保、育成、定着	人材確保の方法、職員の質的向上のための取り組み、職場環境・処遇改善等、離職防止の取り組み
3	職場環境	介護ロボットや I o T機器の活用、先進機器の導入、生産性の向上
4	利用者確保及び見込み	利用者確保の課題を踏まえた上での方策、安定経営に必要な利用者数の確保の時期等
5	サービス向上の取り組み	利用者への処遇の考え方、事故・虐待防止への対策
6	非常災害及び感染症の対策等	業務継続計画(BCP)の策定、自家発電設備の設置、災害用備蓄、訓練の実施、福祉避難所の指定、
0	作用火音及U燃来症のN 東等	災害に強い建物の構造、感染症対策等
7	その他	協力医療機関、協力歯科医療機関、市への貢献に関する取組み(産業面・環境面・その他)

蕨市中央5丁目14番15号 蕨市 健康福祉部 健康長寿課

電話:048-433-7756 Eメール:kaigo@city.warabi.saitama.jp